

1. 研究の背景と目的

日本では 1 人当たりが所有している森林面積は零細である。この小規模零細な森林所有を否定せず、むしろ小規模零細な山林所有をしている家族的林業経営者を林業の担い手と積極的に求めたこともあった。しかし、ここ数十年にわたり、農山村における過疎化・高齢化が深刻化し、森林経営・管理を担う者が確保できない状況が大きな問題となっている。「素材生産活動の停滞」(柳幸 2000)、「林家の経営マインドの後退」(堺 1999)が指摘され、森林所有者に代わる森林管理の担い手を見いだすことが急務となっている。そこで取り組まれているものが、森林所有者以外の者がある一定面積以上の広がりをもつ森林を受託し、路網開設を経て利用間伐等の施業をおこなう「団地化施業」である。既往研究では、「団地化施業」において関連主体の果たす機能、「団地化施業」の合意を得る手法、「団地化施業」の契機に焦点をあて「団地化施業」の考察を試みている。しかし、「団地化施業」の実施によって、森林所有者にどのような影響があったのかを個別調査に基づいて考察した研究はない。また「団地化施業」推進は高密路網の整備を指向しているが、集落機能が低下する中、路網の維持管理作業への労働力不足や労働力の創出源をどこに見出すかが問題となっている(田辺 2010)。

以上の研究課題から、本研究では、日田市森林組合の「団地化施業」を事例として、1) 具体的にどのような「団地化施業」が取り組まれているのか、2) 「団地化施業」に対する組合員の対応、3) 路網開設後の路網の維持管理体制、この 3 点を明らかにすることを目的とする。そして、今後さらに施策が推進される「団地化施業」の改善点を提示したい。

2. 研究対象地と調査方法

大分県日田地域は日本三大林業地の一つに数えられる

林業地であり、域内に多くの民間木材加工工場が立地する産地型木材産地である(前田 2008)。日田市森林組合の 2009 年度の組合員は、加入率 48% の 4,495 人、組合員森林所有面積は 18,649ha である。同森林組合は原木市売り市場を所有し、木材の安定調達・供給に取り組んでおり、近年の原木取扱材積は約 5-6 万 m³ で推移しており、そのほぼ 100% は森林組管轄内で生産された原木である。

本研究では、当森林組合経営にとって重要な市場への原木集荷戦略の一つといえる「団地化施業」＝「森林基盤整備事業」(以下、「整備事業」という)の実態を把握する。そのために、森林組合での資料収集と担当職員への聞き取り調査を実施し、当整備事業が 2007 年度に実施された I 団地(森林面積 25.82ha)に焦点を当て、I 団地の関係組合員 13 名の内調査に協力を得られた 9 名に対し 2010 年 9 月に聞き取り調査を実施した。

3-1. 調査結果

(1) 森林基盤整備事業と組合組織

当整備事業とは、①担当職員が年度内に管轄内を現地調査し、間伐が必要な状況であるか等を確認、②必要だと判断した場合に、森林所有者を取りまとめ、③路網を開設し、間伐を実施する事業である。森林組合の管轄地を 10 地区に分け、職員 20 名が他事業と兼任する形で、各地区を 2 名ずつ担当している。つまり、当整備事業に専従職員が存在しない。というのは、①職員のスキルアップを図ること、②1 団地毎に 2 名の担当職員を配置させることで、組合員との交流を深め信頼を構築すること、この二点を期待している。また、専従職員を配置しない理由として、当整備事業の収入の限界が指摘できる。当整備事業は団地化できる候補地を見つけ組合員へ提案し利用間伐に至るまでに長い年月と人件費が発生するが、組合の収入となるの

表-1 I 団地の路網開設費用の内訳(個人単位)

単位：千円

| | 氏名 | A | B | C | D | E | F | G | H | I |
|---------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| ① 支出 | 作業道負担額 | 143 | 129 | 0 | 122 | 566 | 88 | 186 | 34 | 583 |
| | 簡易作業道負担額 | 0 | 77 | 20 | 73 | 398 | 52 | 139 | 40 | 347 |
| | 計 | 143 | 206 | 20 | 195 | 964 | 140 | 325 | 74 | 930 |
| ② 収入 | 補助金 | 247 | 151 | 63 | 243 | 786 | 173 | 341 | 213 | 1,079 |
| | 丸太代手取 | 192 | 200 | 279 | 91 | 746 | 109 | 287 | 99 | 1,550 |
| ②-① | 最終手取金 | 296 | 145 | 323 | 140 | 568 | 142 | 303 | 239 | 1,700 |

資料：日田市森林組合資料から作成

表-2 I 団地組合員9名の概要

| 氏名 | 年齢 | 主業 | 所有森林 | I 団地所有 | 森林売却意思の | 子息の |
|----|----|------------|---------|-----------|---------|------|
| | | | 面積 (ha) | 森林面積 (ha) | 有無 | 施業経験 |
| A | 67 | 農林業 | 30 | 1.42 | 有 | 無 |
| B | 76 | 年金・農業 | 2 | 1.28 | 有 | 無 |
| C | 77 | 年金 | 5 | 0.33 | 無 | 無 |
| D | 74 | シルバー人材センター | 9.7 | 1.21 | 無 | 無 |
| E | 84 | 年金 | 7.5 | 6.63 | 無 | 無 |
| F | 78 | 年金 | 8 | 0.87 | 有 | 無 |
| G | 59 | 雇用・農業 | 5 | 2.3 | 無 | 無 |
| H | 68 | 年金・農業 | 2.4 | 0.83 | 有 | 無 |
| I | | 年金 | - | 5.78 | - | - |

資料：組合員への聞き取り調査結果から作成

注：「-」=不明

は最終的に間伐を実施した際の受託施業量と木材販売の手数料、当整備事業の手数料である。人員と時間のコストを吸収するため、専従職員を配置せず他事業での収入確保の必要があるためである。

(2) I 団地における整備事業の収支

I 団地(25.82ha)の事業は、2007年に13名の所有者の同意を得て路網開設(作業道1,239m、簡易作業道2,800m)と、その後1,535㎡の間伐材を販売している。同整備事業のための組合員の支出として、作業道開設費(204万円)、簡易作業道開設費(140万円)、支障木と間伐材清算の諸費用が計上される。一方、これらの支出に対して、県単位の

補助金「集団営林総合対策事業」と支障木の売上、簡易作業道開設への補助金、間伐補助金、間伐材の売り上げが組合員の収入となる。組合員の作業道・簡易作業道開設負担金は、各組合員の所有面積等に応じて決定される。路網開設負担額と丸太手取額を比較すると、B・D・F・H氏は負担額の方が大きい、補助金が支給されたために、最終手取額が黒字になっていることが分かる。このことから、当事業において補助金がいかに所有者の収益において重要な位置付を占めているかが分かる。

3-2. I 団地組合員へ聞き取り調査結果

(1) I 団地組合員の実態

I 団地は、同団地を構成する組合員 13 名のうち 2 名が 5ha を超える森林を所有し、同団地面積の約半分を占めている(表-2)。一方で、残りの 11 名は 1ha 強を所有している。1ha 強の所有面積は、I 団地だけで見ると小規模森林所有であるが、I 団地以外に森林を所有している組合員がおり、I 団地の森林は組合員にとって所有する森林面積の一部である。また、3 名(EFI)が、団地に近い F 地区ではなく日田の市街地に住んでいる。林業施業の経験がある者は聞き取り調査を実施した 9 名のうち 8 名いるが、現在も自営農林業を営んでいる組合員は 1 名のみである。このように、I 団地の組合員は、所有森林面積・居住地・主業に関して異なった環境を持つ組合員であることが明らかとなった。

(2) 整備事業への参加動機

I 団地の組合員 9 名に、整備事業への参加動機を尋ねたところ、組合員 8 名(ABCDEFGI)は、「施業コストを削減する」「施業そのものが可能となる」等と路網の効果を期待して整備事業に参加している。同 8 名は施業経験がある組合員である。一方で、過去に義父が山の管理をして本人には施業経験がない H 氏は、周囲の林家が了承したため、仕方なく事業に参加した。つまり、施業経験があり路網の重要性を認識している森林所有者は路網開設を承諾しやすい傾向にあると言える。さらに、補助金と間伐収入で事業費をカバーできず負担金が発生した場合と仮定して、当整備事業への参加意思を尋ねたところ、9 名のうち 5 名(BCDEF)が参加の意思を示す一方で、4 名(AGHI)が不参加と回答した。以上のことから、路網開設に組合員の上承を得るためには、第一に開設等の負担金が発生しないこと(つまり補助金の存在)、そして第二に組合員の路網の重要性を認識していることが鍵となることが指摘できる。

(2) 路網開設後の経営意向

8 名の組合員は路網があることで施業が可能になることを認識していた。しかし、主伐と間伐の今後の意向は事業実施前と大きな変化が見られず、路網開設後の具体的な施業プランを立てていないことがわかった。組合員に主

伐・間伐の今後の計画を尋ねたところ、6 名(ABCDFH)が主伐の「予定なし」と、間伐に関しては 4 名(CDFH)が「対象地なし」「予定なし」と回答した。また、路網開設後の山への見回りの増減を尋ねたところ、5 名(ABDEF)から路網開設後に山の見回りが以前より増加したとの回答が得られた。I 団地では路網開設の効果として、組合員の山林への見回り回数が増加したことがあげられる。しかし一方で、路網開設は、組合員の間伐・主伐実施意向に影響を与えるものではなかったといえる。

(3) 路網開設後の組合員の期待

組合員は路網開設時に何を期待していたのであろうか。最も期待の大きかった事項は「利益還元増加」であり、「山の見回りの労力が軽減」、「施業に要する労力の軽減」と続く。一方で、行政や森林組合にとって路網開設の目的の一つである「周囲との『団地化施業』」は組合員にとって最も関心のない事項であった。国や林業事業者は、森林所有者への利益還元増加のために「団地化施業」を推進しているが、政策の意図が組合員に理解されずにいると言える。

(4) 路網の維持管理体制

2009 年と 2010 年にそれぞれ一回ずつ路網の維持管理作業として、コンクリート舗装作業が実施された。コンクリート舗装作業は、森林組合が I 団地の組合員に依頼し、組合員が主体となって作業道にコンクリートを舗装する作業である。

舗装作業に参加した組合員 4 名(ABDG)に加え、A 氏が作業の手伝いを依頼した I 団地と関係のない 2 名の計 6 名であった。当日作業に参加しなかった F 氏は「舗装作業に誘われていない」と回答する一方で、F 氏の森林には作業道が入っていないため「作業道の利益を受けていない」とも回答した。作業道の利益を受けていない組合員は、舗装作業に参加しなくて良いと受け取れる回答をしている。

I 団地の路網の維持管理作業は、I 団地に森林を所有する組合員 13 名全員では行われていない。路網の維持管理作業の難しさは「林地や道の入り方等の状況は人により異

なり、それ故に維持管理のために同じ負担ができるか」(B氏回答)という点であろう。

4. 考察

既存の研究で明らかにされることのなかった「団地化施業」に伴う個別の森林所有者の動態を当研究で把握することができた。組合員の動態から次の5点が指摘できる。

①「団地化施業」を推進する条件

I 団地の組合員が整備事業へ参加する第一の条件は、補助金によって組合員の負担がないことであった。これはI 団地に限ったことではなく、他の森林組合にも聞き取りを行ったところ、負担なしとした場合、「団地化施業」に対して組合員のみならず非組合員の参加の同意を得られている事例も見受けられた。そのため、今後路網を整備し、「団地化施業」を促進させるためには、国や行政による補助金の存在と事前に見積もりを提示することが重要であると考えられる。

②組合員へのインパクト

I 団地では整備事業である「団地化施業」後に、組合員の山への見回りの増加、路網維持管理作業の実施、利用間伐による収入、組合員の路網を整備したことでの安心感が得られた等の変化があった。これらの結果は、「団地化施業」の組合員へのインパクトを示している。当整備事業は組合員と日田市森林組合の双方にとってメリットの大きな事業だと言える。

③路網管理の担い手

I 団地では、森林組合による組合員への路網維持管理体制に関する提案が不明確であった。森林組合を信頼して彼らに全てを任せている組合員がいる一方で、責任感や協調性から自ら路網の維持管理作業に従事する組合員もいた。つまり、路網維持管理に対するI 団地組合員の中で統一した認識は存在しない。今後の明確な方針がないまま路網を整備することで、維持管理の負担が一部の者に集中する可能性がある。

④今後の「団地化施業」の実現性

団地化の経営的な意義、すなわち小規模分散所有を止揚

し、間伐施業をまとまった面積で同一時期に同一機械を使って低コスト施業を実現するという意味での「団地化施業」の意義に関しては、組合員は認識していないことがわかった。さらに、I 団地の組合員は施業に関する今後の具体的な計画を立てていない。そのため数年後に計画されている二回目の「団地化施業」が確実に実現するとは言い難い。森林組合等林業事業者や行政は、「団地化施業」の提案に対して森林所有者から同意を得られるように「団地化施業」の意義と試算を提示して同意へのインセンティブを創造することが重要だと考えられる。

⑤組合員のさらなる森林への関心低下

I 団地では、森林所有者の移住による不在村化、現在の山林経営を担っている者の後継者不足や後継者の森林への関心の希薄化など、森林を取り巻く環境が大きく変化している。「団地化施業」の推進は森林所有者に代替する森林管理者の形成へ大きく前進し、利益還元を現実のものとしている。当整備事業では利用間伐による収入を組合員は得ることができた。しかし、それを経験した後も、森林の売却を希望する組合員、森林経営を放棄しようと考えている組合員が存在する。つまり、森林所有者が所有者であり続けるインセンティブをもたらすことができない。当課題を解決のために、さらなる「団地化施業」における生産性の向上・利益還元の増大を図ることが考えられる。もしくは、当課題は「団地化施業」政策の範囲を超えており、新たな政策を必要とすると考えられる。森林を所有するインセンティブを生む政策を今後期待する。

5. 引用文献

柳幸広登(2000)「不在村者所有の動向と今後の森林管理問題」(現代日本の森林管理問題、志賀和人・成田雅美編、535pp、全国森林組合連合会、東京)、80-105

堺正紘(1999) 林業経済研究 45 (1) : 3-8

田辺陽一郎(2010)「林内路網維持管理に関する研究」九州大学大学院生物資源科学府修士論文

前田大輝(2008)「大規模需要発生に伴う原木市売市場の機能変化」九州大学大学院生物資源科学府修士論文